





【知事許可】 認可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

○・・・必要書類 ●・・・該当があれば必要な書類
 ▲・・・合併により設立される法人又は新設分割により設立される法人である場合に添付不要な書類
・・・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に省略可能な書類
・・・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に、許可申請、変更届、決算変更届で既に提出したものから記載事項に変更が生じていない場合は省略可能な書類

様式番号等	書類の名称	譲渡及び譲り受け	合併	分割	相続
	認可申請書表紙	○	○	○	○
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	—	—	—
第22号の7	合併認可申請書	—	○	—	—
第22号の8	分割認可申請書	—	—	○	—
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	—
別紙二	営業所一覧表	○	○	○	—
別紙三	営業所技術者等一覧表	○	○	○	—
第22号の10	相続認可申請書	—	—	—	○
別紙一	営業所一覧表	—	—	—	○
別紙二	営業所技術者等一覧表	—	—	—	○
第2号	工事経歴書	○	○▲	○▲	○
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○▲	○▲	○
第4号	使用人数	○	○	○	○
第6号	誓約書（欠格要件非該当）	○	○	○	○
第7号の3	健康保険等の加入状況 ※注1	○	○	○	○
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○
第15号	貸借対照表（法人）	○	○▲	○▲	—
第16号	損益計算書、完成工事原価報告書（法人）	○	○▲	○▲	—
第17号	株主資本等変動計算書（法人）	○	○▲	○▲	—
第17号の2	注記表（法人）	○	○▲	○▲	—
第17号の3	附属明細表（法人） ※注2	●	●▲	●▲	—
第18号	貸借対照表（個人）	○	—	—	○
第19号	損益計算書（個人）	○	—	—	○
	定款	○	○	○	—
第20号	営業の沿革 ※注3	○	○▲	○▲	○
第20号の2	所属建設業者団体 ※注3	○	○▲	○▲	○
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○

申請書類（閲覧対象）

【知事許可】 認可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

- ・・・必要書類 ●・・・該当があれば必要な書類
 ▲・・・合併により設立される法人又は新設分割により設立される法人である場合に添付不要な書類
・・・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に省略可能な書類
・・・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に、許可申請、変更届、決算変更届で既に提出したものから記載事項に変更が生じていない場合は省略可能な書類

様式番号等	書類の名称	譲渡及び譲り受け	合併	分割	相続	
※A又はBのいずれかに該当するものを提出						
申請書類 (閲覧対象外)	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	○	○	○	○
	A (第7号関係)	第三者証明書（第7号を申請者が自己証明した場合）	●	●	●	●
	別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○	○
	B (第7号の2関係)	第三者証明書（第7号の2を申請者が自己証明した場合）	●	●	●	●
	別紙1	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○
	第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	○	○	○	○
	(第8号関係)	資格証明書（建設業法「技術検定」等）	●	●	●	●
	(第8号関係)	卒業証明書	●	●	●	●
(第8号関係)	監理技術者資格者証	●	●	●	●	
第9号	実務経験証明書	●	●	●	●	
(第9号関係)	第三者証明書（第9号を申請者が自己証明した場合）	●	●	●	●	
第10号	指導監督的実務経験証明書	●	●	●	●	
(第10号関係)	第三者証明書（第10号を申請者が自己証明した場合）	●	●	●	●	
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書 ※注4	○	○	○	○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	●	●	●	●	
第14号	株主（出資者）調書	○	○	○	—	
	商業登記簿謄本 ※注3	○	○▲	○▲	●	
※A又はBのいずれかに該当するものを提出						
A	直前1年の事業税の納税証明書（納税証明書の省略申込詳細の添付がない場合のみ）	○	○▲	○▲	○	
B	納税証明書の省略申込詳細〔手のひら県庁により入手〕	○	○▲	○▲	○	
第22号の6	誓約書（譲渡、合併、分割）	●	●	●	—	
第22号の11	誓約書（相続）	—	—	—	●	
確認書類	身分証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ※注5 〔本籍地の市区町村の窓口にて入手すること〕	○	○	○	○
	※A又はBのいずれかを提出 注6					
	A 身分証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が民法の一部を改正する法律附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書 ※注5 〔本籍地の市区町村の窓口にて入手すること〕	○	○	○	○
	B 登記されていないことの証明書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※注5 〔東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口にて入手すること〕	○	○	○	○
B 診断書（第6号関係）	許可申請者（法人である場合はその役員等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書 ※注5	●	●	●	●	

【知事許可】認可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

- ・・・必要書類 ●・・・該当があれば必要な書類
- ▲・・・合併により設立される法人又は新設分割により設立される法人である場合に添付不要な書類
- ・・・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に省略可能な書類
- ・・・譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人が建設業許可業者である場合に、許可申請、変更届、決算変更届で既に提出したものから記載事項に変更が生じていない場合は省略可能な書類

	様式番号等	書類の名称	譲渡及び譲り受け	合併	分割	相続
確認書類	常勤役員等確認書類 <small>(様式第7号又は7号の2に記載されている者)</small>	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性を証明する書類	○	○	○	○
		常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の経験を証明する書類	○	○	○	○
	営業所技術者等確認書類	常勤性を証明する書類	○	○	○	○
		実務経験等を証明する書類	●	●	●	●
	財産的基礎確認書類	金融機関の融資証明書、残高証明書等	●	●	●	●
	営業所確認書類	現況写真（外観・内観等） ※注7	○	○	○	○
	健康保険等確認書類	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認書類	○	○	○	○
	(第22号の5,7,8,10関係)	委任状（代理申請の場合）	●	●	●	●
		譲渡及び譲受けに関する契約書の写し	○	—	—	—
		株主総会又は社員総会の決議録等	○	○	○	—
		合併の方法及び条件が記載された書類	—	○	—	—
		分割契約書（新設分割の場合は分割計画書）の写し及び分割比率説明書	—	—	○	—
		申請者と被相続人との続柄を証する書類	—	—	—	○
		当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書（申請者以外に相続人がある場合）	—	—	—	○

- ◎ 認可申請時点において、事業承継直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合には、事業承継後速やかに提出する必要があります。
- ◎ 記載内容の審査を行うにあたっては、申請書類以外にも内容確認のために必要となる書類の提出、又は提示を求められることがあります。
- ◎ 建設業法の改正に伴い、令和6年12月13日から「専任技術者」の呼称が「営業所技術者等」に変更となりました。

(注1)

- ・認可を受けた日から2週間以内に申請書を提出した窓口へ提出してください。
（健康保険等の加入状況について、申請日時点で適用事業所等に係る届書を提出している（様式第22号の6又は第22条の11を省略する）場合は、申請時に添付）
- ・事業承継日が社会保険等の資格取得日及び事業開始（見込み）日となっていることなど、承継される側の許可要件が途切れないように、十分注意すること。

(注2)

- ・資本の額が1億円超、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。）が作成の対象となっていますので、それ以外の方は添付不要です。
また、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出に代えることができます。

(注3)

- ・合併により設立される法人又は新設分割により設立される法人については、認可を受けた日から30日以内での提出が必要です。

(注4)

- ・役員等の一覧表（様式第1号別紙一）に記載された者全員について作成することとされていますが、当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載は不要。

(注5)

- ・当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については提出不要。

(注6)

- ・建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類として、登記されていないことの証明書及び身分証明書又は診断書のいずれかの提出が必要。ただし、身分証明書にあつては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明に併せて成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明がされている場合は、提出不要。

(注7)

- ・その営業所を使用する権原を確認するため、写真貼付台紙等に自己所有又は賃貸借等の別を記載すること。